

浜松市要約筆記者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、要約筆記をコミュニケーション手段とする聴覚障害者及び、音声・言語機能障害者(以下「聴覚障害者等」という。)又は聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要のある者が、要約筆記を必要とする場合に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第77条第2項及び第78条第1項の規定に基づき、意思疎通支援事業を実施し、もって聴覚障害者等の福祉の増進と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、浜松市とする。

(派遣対象)

第3条 市長は、浜松市に住所を有する聴覚障害者等又は聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要がある者が、次に掲げる事項について要約筆記を必要とする場合に要約筆記者を派遣する。

(1) 生命及び健康の維持増進に関する事項

(2) 財産・労働等権利義務に関する事項

(3) 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関との連絡調整に関する事項

(4) 社会参加を促進する学習活動等に関する事項

(5) 地域生活及び家庭生活に関する事項

(6) その他市長が特に必要と認める事項

(登録)

第4条 この事業における要約筆記者は、「要約筆記奉仕員養成カリキュラム(平成11年4月1日、障企第29号 厚生労働省障害保健福祉部企画課長通知)」による要約筆記奉仕員養成カリキュラムを修了し、静岡県が実施する要約筆記者登録研修を修了した者又は「要約筆記者養成カリキュラム(平成23年3月30日、障企自発0330第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)」による要約筆記者養成カリキュラムを修了した者であって、静岡県要約筆記者派遣事業に登録されている者とする。

2 浜松市要約筆記者として登録を受けようとする者は、「要約筆記者登録申込書」(様式第1号)及び「要約筆記者調書」(様式第2号)を市長あてに提出する。

3 市長は、前項の提出を受けた場合、浜松市要約筆記者としての適否を審査し、登録者とする場合は「要約筆記者派遣事業登録者台帳」(様式第3号)に登載するとともに登録者に対し「要約筆記者身分証明書」(様式第4号)を交付する。

4 要約筆記者は、交付された「要約筆記者身分証明書」を毀損又は紛失・盗難した場合

には、直ちに市長あて「要約筆記者身分証明書毀損・紛失盗難届兼再交付申請書」(様式11号)を提出しなければならない。

(登録の辞退)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合には、要約筆記者の登録を取り消すことができる。この場合には、要約筆記者は速やかに、身分証明書を返納しなければならない。

(1) 要約筆記者から、「要約筆記者辞退届」(様式第5号)の提出があった場合

(2) 第6条に違反した場合

(3) 県から静岡県要約筆記者派遣事業登録の取り消しの通知があった場合

(要約筆記者の責務)

第6条 要約筆記者は、自らその技術と知識の向上に努めなければならない。

2 要約筆記者は、業務上知り得た情報を申込者及びその関係者の意に反して第三者に提供してはならない。

3 要約筆記者は、聴覚障害者等の人格を尊重し、その信条等によって差別的な取扱いをしてはならない。

(派遣の申込み)

第7条 要約筆記者の派遣を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、「浜松市要約筆記者派遣申込書」(様式第6号)を市長あてに提出する。

2 病気、事故等緊急の場合は、直接、要約筆記者に要約筆記を依頼することができる。ただし、この場合は、事後速やかに申込みの手続きをとらなければならない。

(派遣の決定)

第8条 市長は、派遣の必要を認めるときは、要約筆記者として登録してある者の中から派遣可能な者を選定し、申込者に「要約筆記者派遣決定通知書」(様式第7号)を、派遣する要約筆記者に「要約筆記依頼書」(様式第8号)を通知する。

(申込者の負担)

第9条 要約筆記者の派遣に係る申込者の費用負担は、無料とする。

(報告書等の提出)

第10条 要約筆記者は、次の各号に掲げる書類を毎月10日までに前月分を市長に提出するものとする。

(1) 「要約筆記活動明細書」(様式第9号)

(2) 「要約筆記業務報告書」(様式第10号)

(派遣手当の支給)

第11条 市長は、要約筆記者に対し、派遣実績に応じて別に定める派遣手当を支給するものとする。

(他市町村等との相互通訳依頼)

第12条 派遣場所が他市町村の場合、当該市町村に登録されている要約筆記者の派遣を

「要約筆記者派遣依頼書（他市町村用）」（様式第12号）により当該市町村に依頼することができる。その場合、派遣手当等は浜松市が直接要約筆記者に支給する。また、他市町村長から浜松市内における要約筆記者の派遣依頼があった場合には、浜松市に登録している要約筆記者の中から派遣可能な者を選定し、当該市町村と調整の上、派遣することができる。その場合、当該市町村長には「要約筆記者派遣決定通知書（他市町村用）」（様式第13号）を通知する。派遣手当等は、当該市町村が直接要約筆記者に支給する。
（運営委員会の設置）

第13条 市長は、本事業の実施に当たり、聴覚障害者等及び要約筆記者等関係者で構成する運営委員会を設置し、本事業の効果的な推進を図る。

（留意事項）

第14条 市長は、要約筆記を依頼する際には、1人の要約筆記者が継続して要約筆記する時間は、原則として30分以内とする。

2 市長は、要約筆記者の健康に配慮する。

3 市長は、研修会の機会を設ける等、要約筆記者の技術と知識向上に配慮する。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

要約筆記者登録申込書			
氏名	男 ・ 女 生年月日 (年 月 日)		
住所			
電話	自宅	勤務先名称	
	勤務先	勤務先住所	
要約筆記者の登録を申し込みます。			
平成 年 月 日			
氏名			
(あて先) 浜松市長			

要約筆記者派遣事業登録者台帳

登録年月日		年 月 日		整理番号				
氏 名			住 所			電 話 番 号	TEL	
	(. . 変更)			(. . 変更)			FAX	
勤 務 先			勤 務 先 住 所			電 話 番 号	TEL	
	(. . 変更)			(. . 変更)			FAX	
連絡先(昼)		自宅・勤務先・その他()		生年月日		年 月 日		
備 考								

(表)

要約筆記者身分証明書 第 号	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; flex-direction: column; justify-content: center; align-items: center;"><p>写</p><p>真</p></div>	住 所
	氏 名
	上記の者は浜松市要約筆記者 派遣事業登録者であることを証明 します。 平成 年 月 日
浜松市長	

(裏)

留 意 事 項
<p>1 要約筆記者は、業務を行うにあたっては個人の人権を尊重し、その身上に関する秘密はこれをまもらなければならない。</p> <p>2 要約筆記者は、登録を辞退する場合は浜松市長に申し出るとともに身分証明書を返還しなければならない。 また、登録事項に変更を生じた場合も同様に届けなければならない。</p>

要約筆記者辞退届

次の理由により要約筆記者の登録を辞退します。

理 由

年 月 日

氏 名

(あて先) 浜松市長

浜松市要約筆記者派遣申込書

(あて先) 浜松市長

申請日 平成 年 月 日

申 込 者	氏 名			
	住 所	浜松市 区	町	番地 号
	TEL	FAX	-	
派 遣 年 月 日	平成 年 月 日 (曜日)			
派 遣 予 定 時 間	時 分 ~ 時 分			
派 遣 内 容	詳しく書いてください			
派 遣 場 所	住所又は電話番号 ()			
待 ち 合 わ せ 時 間		待 ち 合 わ せ 場 所		
要 約 筆 記 の 方 法	ノートテイク ・ OHP ・ パソコン (会場内のスクリーンの有・無)			
備 考				

派遣依頼内容のわかる参考資料等がある場合は添付してください。
 団体行事等で申し込む場合は、できるだけ、派遣場所の略図・要約筆記配置図・資料
 を添付してください。
 病院名は正しく。又は住所を記載してください。

様式第7号

要約筆記者派遣決定通知書

平成 年 月 日

申込者 様

浜松市長

平成 年 月 日付けで申し込みのあった要約筆記者の派遣について、次のとおり決定したので通知します。

派遣日	平成 年 月 日 (曜日)		
派遣予定時間	時 分 ~ 時 分		
派遣の内容			
派遣場所			
待ち合わせ時間	時 分	待ち合わせ場所	
派遣する 要約筆記者 氏 名			
要約筆記の方法			
緊急時の連絡先			
備 考			

待ち合わせ時間から30分を過ぎてもお越しいただけないとき、要約筆記者は帰らせていただく場合がありますので御承知ください。

様式第 8 号

要約筆記依頼書

平成 年 月 日

要約筆記者 様

浜松市長

申込者	氏名		
	住所	浜松市	TEL() FAX()
派遣日時	平成 年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分		
派遣内容			
派遣場所			
待ち合わせ場所			
待ち合わせ時間	時 分		
派遣する要約筆記者の氏名			
要約筆記の方法			
備考			

様式第9号

要約筆記活動明細書

平成 年 月分

要約筆記者氏名

印

日	曜日	申込者	実施時間	要約筆記方法	交通費		
					自家用車 km	交通機関 円	
			:	ノート・OHP・PC			
			:	ノート・OHP・PC			
			:	ノート・OHP・PC			
			:	ノート・OHP・PC			
			:	ノート・OHP・PC			
			:	ノート・OHP・PC			
			:	ノート・OHP・PC			
			:	ノート・OHP・PC			
			:	ノート・OHP・PC			
			:	ノート・OHP・PC			
			:	ノート・OHP・PC			
合計	時間 分			ノート	件	Km	円
				OHP	件		
				PC	件		

【合計】

(派遣手当) 時間 × 円 = 円
 (ノートテイク・OHP 使用料) 件 × 円 = 円
 (パソコン使用料) 件 × 円 = 円
 (交通費) km × 円 = 円
 (交通機関利用) 円

合計(請求金額) 円

要約筆記業務報告書

要約筆記者氏名				
実施年月日	平成	年	月	日(曜日)
		時	分	分
	(うち、準備時間	時	分	分
	片付け時間	時	分	分まで)
実施場所				
依頼者				
業務内容	<p>【要約筆記の方法】</p> <p>1. ノートテイク 2. OHP 3. パソコン</p>			
派遣時間	時間 分			利用者印
交通費	自家用車	km	公共交通機関	円
備考				

様式第 1 1 号

要約筆記者身分証明書毀損・紛失盗難届兼再交付申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

要約筆記者 氏名 印

先に交付を受けた要約筆記者身分証明書について、下記のとおり毀損・紛失盗難しましたので、届け出ます。

なお、再交付についてあわせて申請します。

氏 名	
住 所	〒 TEL() - FAX() -
毀損・紛失盗難 の別	毀損 紛失・盗難
発生日時	時 分 ~ 時 分
発生時の状況	
備 考	

盗難については、必ず警察に届出し、その書類の写しを添付すること。

様式第13号

要約筆記者派遣決定通知書(他市町村用)

平成 年 月 日

市町村長 様

浜松市長

平成 年 月 日付けで依頼のあった要約筆記者の派遣について、次のとおり決定したので通知します。

なお、派遣手当は、派遣される要約筆記者に直接お支払いください。

派遣年月日	年 月 日(曜日)		
派遣予定時間	時 分 ~ 時 分		
派遣の内容			
通 訊 場 所			
要約筆記の方法			
待ち合わせ時間	時 分	待ち合わせ場所	
派遣する 要約筆記者			
緊急時の連絡先			
備 考 (却下理由)	貴市より要約筆記者へ依頼書をFAX願います。		

待ち合わせ時間から30分を過ぎてもお越しいただけないとき、要約筆記者は帰らせていただく場合がありますので御承知ください。